

・・・利用できる子ども・・・

対象児童(次の全ての条件を満たす子ども)

- ・津市内に居住する生後57日目から小学6年生まで
- ・病期中(入院治療を要しない場合に限る)や病気回復期の子ども
- ・保護者の仕事の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など、やむを得ない理由で家庭での保育が困難な子ども

※保育所などに通っていないなくても、条件を満たす場合は利用できます。

対象疾患

- ・感冒、感染性胃腸炎など、子どもが日常かかる病気
- ・麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜなどの感染症
- ・気管支ぜんそくなどの慢性疾患
- ・外傷、やけどなどの外科的疾患
- ・その他、医師が利用可能と判断した病気



・・・利用までの流れ・・・

利用できる期間は原則として最長7日間です。ただし、医師の判断により必要と認められる場合は延長できます。

① 事前登録

施設ごとに事前登録が必要です。利用施設で「利用登録申請書」に必要事項を記入し、登録手続きをしてください。

登録に必要なもの

印鑑、健康保険証、福祉医療費受給資格証(持っている人)、母子健康手帳、登録料

子どもが病気に！

病気が回復してきたら

津病児デイケアルーム
「ひまわり」

津病後児保育室「HUG」

高田病後児保育所「ぬくみ」

② 利用予約

事前に施設(☎229-8808)または熱田小児科クリニック(☎225-7100)に電話で空き状況を確認し、予約してください。
※医師連絡票は、基本的には必要ありません。



② 利用予約

事前に施設に電話で空き状況を確認し、予約してください。

③ かかりつけ医師を受診

利用日の前日または当日に、かかりつけ医師に「医師連絡票」を記入してもらってください。
かかりつけ医師が「病気の回復期である」と判断した場合のみ利用できます。

③ 利用日当日

熱田小児科クリニックの窓口へお越しください。担当医師が診察により利用の決定をします。
(2日目以降の利用についても同様)



④ 利用日当日

施設の窓口へお越しください。担当看護師が医師連絡票と視診により利用を決定します。

- ・利用日当日、「病児・病後児保育利用申請書」に必要事項を記入し、利用申し込みをしてください。
- ・子どものお迎えの際に、利用料などを施設に支払ってください。
- ・利用期間中に症状が変化し、診療を受けた場合は保険診療による実費となります。
- ・医師連絡票の記入には、費用が発生します。
- ・必要な書類は各実施施設、子育て推進課、各総合支所

市民福祉課(福祉課)にあるほか、津市ホームページからもダウンロードできます。

HP 津市病児・病後児保育

検索



※津市ホームページでは、それぞれの施設が毎月その時期に応じた子どもの病気や予防方法などについて、分かりやすく紹介しています。ぜひご利用ください。